(ｱ) 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。
(ｲ) 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
(ｳ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

⑵ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑶ 参加表明書及び技術提案書の審査基準日に日本国内の都道府県において、建設コンサルタント業務等に関し競争参加（指名）停止を受けている期間中でないこと。
⑷ 別途契約する「○○施設センターエリア劣化対策工事設計・工事監理業務委託」の参加表明者でないこと。（※○○には各施設センター名が記載される）

3 技術提案書の提出者に要求される資格
⑴ 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のいずれかに本店、支店又は営業所を有すること。
⑵ 企業の業務実績
⑶ 業務遂行上、有用な資格保有者の保有
⑷ 管理技術者及び主任担当技術者の実績

4 技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴ 企業の業務実績
⑵ 業務遂行上、有用な資格保有者の保有状況
⑶ 配置予定の管理技術者及び主任担当技術者の実績
⑷ 企業の経営状態

5 技術提案書を特定するための評価基準
技術提案書の提出者を選定するための基準に加え、以下の項目を評価基準とする。
⑴ 業務実施体制
⑵ 業務実施内容
⑶ 見積額

6 説明会の日時
平成26年５月16日13：30に開催するので、出席を希望する者は平成26年５月15日12：00までに下記７⑴イ技術担当あて書面で申し込むこと。

7 手続等
⑴ 担当部署
ア 契約 〒100―0013 東京都千代田区霞が関１－４－１日土地ビル13階 日本郵政株式会社不動産部門施設部統括グループ契約担当 電話03－3504－4301、ＦＡＸ03－3502―6331
イ 技術 〒100―0013 東京都千代田区霞が関１－４－１日土地ビル13階 日本郵政株式会社不動産部門施設部プロジェクト管理グループ 電話03－3504－4461、ＦＡＸ03―3502―6340
⑵ 説明書の配布期間、場所及び方法 平成26年４月10日から平成26年４月21日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前10時から午後５時まで。⑴イ技術担当部署において配布。
⑶ 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法 平成26年４月21日午後５時までに⑴ア契約担当部署へ持参又は郵送（一般書留郵便に限る。提出期限までに必着。）により提出すること。電送又は電子メールによる提出は受け付けない。
⑷ 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法 平成26年６月９日午後５時までに⑴ア契約担当部署へ持参又は郵送（一般書留郵便に限る。受領期限までに必着。）により提出すること。電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

8 その他
⑴ 契約書作成の要否 要
⑵ 契約保証金 納付
ただし、利付き国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶ 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
⑷ 詳細は説明書による。

9 Summary
⑴ Contracting entity : Taizo Nishimuro Executive President Japan Post Holdings Co., Ltd.
⑵ Classification of the services to be Procured : 42
⑶ Subject matter of the contract : Services to assist project management Of repair works
⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M 21 April, 2014
⑸ Time-limit for the submission of Proposal : 5 : 00 P.M 9 June, 2014
⑹ Contact point for explanatory documents : Nariaki Nishikawa, Facility Management Department, Japan Post Holdings Co., Ltd. 1―4―1 Kasumigaseki Chiyoda-ward Tokyo 100―0013 Japan, Tel 03―3504―4461

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。
平成 26 年４月 10 日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1 業務概要
⑴ 品目分類番号　42
⑵ 業務名　首都高速道路保全情報管理運用業務（平成26年度）
⑶ 業務内容　本業務は、土木構造物及び付属施設物の各種点検及び工事等に関するデータを収集・照査・解析し、首都高速道路株式会社保有の保全情報管理システムに記録されている保全情報（構造、点検、補修・補強、更新、資産価格）及び管理用図書を適切に更新し、管理運用するものである。
さらに、保全情報管理システムを用いた補修計画検討等を実施して、効率的な業務の推進を行うものである。
なお、対象範囲については、具体的な記述がある場合を除き、西東京管理局、東東京管理局及び神奈川管理局管内とする。
主な作業内容は次のとおりである。
① 巡回点検台帳管理
② 定期点検台帳管理
③ 補修台帳管理
④ 構造物台帳管理
⑤ 管理資料更新
⑥ しゅん功データ管理運用
⑦ 点検補修履歴解析
⑧ 補修計画資料作成
⑷ 履行期間　平成26年７月１日から平成27年６月30日まで
⑸ その他　本業務は、提出された参加表明書、技術提案書及び見積書（以下「参加表明書等」という。）を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）（政府調達協定対象）の対象業務である。

2 競争参加資格
⑴ 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵ 首都高速道路株式会社における平成25・26年度競争参加資格の「その他土木設計」の認定を受けている者であること。
⑶ 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。
① 資本関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ａ）親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
ｂ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合